

岩手県告示第 15 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成 19 年 1 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 釜石市唐丹町字本郷 26、163、164、17・19 の 2・20 の 2・25 の 2・28・43 の 2・144 の 2・145 の 1・145 の 2・162（以上 10 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び釜石市役所に備えておいて縦覧に供する。